

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 8 月 12 日（金）第3237号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 3

公 告

- 平成28年度採石業務管理者試験公告（商工政策課取扱い） 3
- 宅地建物取引業者の免許取消し公告（建築課取扱い） 4
- 落札者等の公告（管財課取扱い） 4
- 一般競争入札公告（学校施設課取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 7
- 鹿児島県暴力団排除条例に基づく勧告に従わなかった者の公表（組織犯罪対策課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字実久字仲田原700番2，700番3，776番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターひまわり	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 7番地3	社会福祉法人潤生会	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 7番地3	藤野 耕一	平成28年 8月1日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第782号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
下 藪 政 巳	中郷の杜クリニック	薩摩川内市中郷四丁目249番地	耳鼻咽喉科	平成28年 7月26日
鮫 島 希 代 子	独立行政法人国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田1882	小児科	平成28年 7月26日
八 反 田 和 美	八反田内科	霧島市隼人町住吉1353番地7	循環器科	平成28年 7月26日
本 川 郁 代	川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番7	呼吸器科	平成28年 7月26日
河 野 輝 昭	医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田三丁目8番1	脳神経外科	平成28年 7月26日
森 田 喜 紀	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	内科	平成28年 7月26日
大 久 保 千 香 子	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目22-18	内科	平成28年 7月26日
牧 野 智 礼	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	内科	平成28年 7月26日
八 尋 雄 平	クオラリハビリテーション病院	薩摩郡さつま町船木2311番地6	整形外科	平成28年 7月26日
高 橋 建 吾	真愛病院	南さつま市加世田東本町7番3	整形外科	平成28年 7月26日

鹿児島県告示第783号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
J R九州ドラッグイレブン薬局伊敷梅ヶ渚店	名称	ドラッグイレブン薬局伊敷	J R九州ドラッグイレブン	精神通院医療

鹿児島市伊敷六丁目17番1号

梅ヶ渚店

薬局伊敷梅ヶ渚店

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 8 月 12 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あおぞらホームヘルプサービス	奄美市名瀬幸町20番17号1階	有限会社シダマ薬局	奄美市名瀬幸町20番17号	師玉信一郎	平成28年7月20日	同行援護

公 告

平成28年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成28年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の期日
平成28年10月14日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,000円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
(2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
平成28年8月31日（水）から同年9月30日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成28年 9 月 30 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番 3 号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

宅地建物取引業者の免許取消し公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 被処分者

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
林不動産	林 清子	霧島市国分上小川714番地	平成23年8月14日	鹿児島県知事（1）第5759号

2 処分の年月日

平成28年 8 月 4 日

3 適用条文

宅地建物取引業法第66条第 1 項第 1 号

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県庁舎防災監視制御設備の賃貸借 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

3 落札者を決定した日

平成28年 7 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

5 落札金額

237, 168, 000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成28年 6 月 10 日

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県立学校で使用するパソコンの賃貸借 274台
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
うち64台については、平成28年12月1日から平成34年11月30日まで。
うち42台については、平成29年1月1日から平成34年11月30日まで。
うち42台については、平成29年2月1日から平成34年11月30日まで。
うち126台については、平成29年3月1日から平成34年11月30日まで。

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる用件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成28年9月9日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年 8 月 12 日から同月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年 9 月 21 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年 9 月 23 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成28年 9 月 2 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－5234
ファックス番号 099－286－5665
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PCs for use in Prefectural Schools,274 models,one set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
 - (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 21 September 2016
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
School Facilities Division
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10－1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890－8577 Japan
TEL 099－286－5234
FAX 099－286－5665

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成28年9月26日(月)から同年10月3日(月)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)
 - (2) 追加取得講習
平成28年9月29日(木)から同年10月3日(月)まで(講習時間は、午前8時30分から午後5時まで)
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室(鹿児島市新屋敷町16番)
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に1の警備業務の区分(以下「1号」という。)の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者(旧資格者証の交付を受けている者を除く。)で、次のいずれかの条件に該当するもの
ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員(原則として、受付先着順とする。)
 - (1) 新規取得講習
25人(ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。)

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年 8 月 22 日（月）から同月 26 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル以内、横の長さ 3.6 センチメートル以内）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 新規取得講習

(ア) 4 の(1)の ア に該当する者

a 1 号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 4 の(1)の イ に該当する者

1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 4 の(1)の ウ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 4 の(1)の エ に該当する者

1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(オ) 4 の(1)の オ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 4 の(2)の ア に該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(イ) 4 の(2)の イ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(ウ) 4 の(2)の ウ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

c 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(エ) 4 の(2)の エ に該当する者

a 1 号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

b 1 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(㊦) 4の(2)のオに該当する者

- a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490

鹿児島県暴力団排除条例に基づく勧告に従わなかった者の公表

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第21条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第22条の規定に基づき、平成28年8月4日の鹿児島県公安委員会の決定により、次のとおり公表する。

平成28年8月12日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

氏名 東 健次

住所 鹿児島市

2 行為の内容

標記の者は、指定暴力団六代目山口組三代目弘道会米川組内野興業幹部であり、平成26年7月1日から平成27年5月20日までの間、鹿児島県内でガソリンスタンドを営む事業者が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、標記の者が使用する普通乗用自動車1台を事業者の敷地に無償で駐車させたことに対し、その情を知って、鹿児島県暴力団排除条例第16条第1項の規定に違反する利益の供与を受けたことにより、同条例第21条の規定による勧告を受けた者であるが、正当な理由がなく当該勧告に従わず、平成27年12月12日及び21日、高値で転売する目的で、その情を知った精肉卸販売等を営む事業者からハムの詰め合わせ105個を代金約34万円で購入し、もって暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を受けたものである。